



11月は労働保険適用促進強化期間です

～1人でも雇ったら、入ろう「労働保険」～



労働保険とは

労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険との総称です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収などについては、加入事業所の利便性と事務処理の能率向上を図るために、一元的に取り扱うことにしています。

事業主は、労働者を一人でも雇っていれば、加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険

労働者が業務上の事由または通勤で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業したときや雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活と雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

☎ 茨城労働局 (☎029-224-6213)

前納報奨金の廃止を含めた見直しを行います

★固定資産税・都市計画税

平成24年度～ 交付限度額を **10万円** から **5万円** に引き下げます。

平成25年度～ 交付率を **0.3%** から **0.2%** に引き下げます。

★市県民税（普通徴収分）

平成24年度～ **廃止** します。



☎ 納税課 (☎826-1111 内線2230)

□前納報奨金

税収の早期確保と納税意識の高揚を図ることを目的に、固定資産税・都市計画税および市県民税（普通徴収分）を対象に創設されたもので、第1期の納期内に全期分を一括して納付したときに前納報奨金が交付されます。

前納報奨金の算出＝第2期以降の各納期分の税額×交付率×納期前月数

対象税目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
固定資産税 都市計画税	交付限度額: 10万円	交付限度額: 5万円 交付率: 0.3%	交付限度額: 5万円 交付率: 0.2%	再検討
市県民税 (普通徴収分)	交付率: 0.3%	廃止		

□見直しの理由

- 口座振替制度の普及や平成21年度からのコンビニ納付の導入により、納税の利便性が向上し、納税意識の高揚など所期の目的が達成されたこと。
- 市県民税については、給与や公的年金から差し引かれている特別徴収による納税者（全体の約7割）は対象とならないため、不公平感があること。
- 納税資金に余裕がない方は制度を利用しづらいこと。
- 全国的に廃止傾向にある中で、県内でも約半数の市町村が制度を廃止していること。
- 平成22年9月に実施した「事業仕分け」で不要判定を受けていること。
- 行財政改革を推進するため、廃止により生じる財源を収納対策事業に活用し、市税収入額の増加により、市民サービスの向上と充実を図る必要があること。

★口座振替により前納一括払をされている方へ

制度の見直しにより「毎期払」への変更を希望される方は、変更の手続きが必要となりますので、各金融機関窓口または市納税課までお問い合わせください。

制度の見直しにご理解を頂くとともに、今後も市税の納期内納付にご協力をお願いします。